

別紙様式 9

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 7 年 1 月 2 9 日)

開催日及び場所			令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木曜日） 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第 7 会議室			
委員			福西 武夫（弁護士） 碓塚 絵理子（税理士） 小野 由起子（ジャーナリスト）			
審議対象期間			令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日			
審議対象案件			1 4 3 件 うち、1 者応札案件 1 7 件 契約の相手方が公益法人等の案件 1 件			
抽出案件			7 件 うち、1 者応札案件 4 件 (抽出率 4 . 9 %) (抽出率 2 3 . 5 %) 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件 (抽出率 0 . 0 %)			
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		4 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件		
		指 名 競 争	公募型指名競争		0 件	
			工事希望型競争		0 件	
			その他の指名競争		0 件	
		随意契約		0 件		
	業 務	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件		
		指 名 競 争	公募型競争		0 件	
			簡易公募型競争		0 件	
			その他の指名競争		0 件	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		0 件	
			簡易公募型プロポーザル		1 件	
			標準型プロポーザル		0 件	
			その他の随意契約		0 件	
	物 品 ・ 役 務 等	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益法人等の案件 0 件		
		指名競争		0 件		
		随意契約（企画競争・公募）		0 件		
		随意契約（その他）		0 件		
	(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	1. 令和6年度第2四半期入札方式別発注状況について 意見・質問なし	
	2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について (1) 抽出工事 ①令和6年度防災情報ネットワーク事業北部九州地域（多良岳地区他）施設整備工事 入札方式でとして一般競争入札（総合評価落札方式（企業実績実施型））を選定した理由は何か。 更新時期を迎えた施設を更新する工事は、農業農村整備事業だけでなく日常的に行われていることだと思うが、それでも不調・不落が発生するような特殊な技術が必要だとか、人手不足等の何か多くの者が参加できないような理由があるのか。 以前に施設工事を行った業者が落札したのか。 人手不足の解消が進むとか業者の人員が配置できるタイミングであれば他者も参加できるものなのか。 工期の設定が長いように感じるが、更新した機器の設置だけでなく正常に稼働するかの確認も含めての工期となっているのか。	過去に同様の工事で不調・不落があり、その対策として企業実績重視型を採用した。 人手不足により専門技術者を配置できないといったこともあるだろうが、本工事が既に設置されている機器の更新であるため、当初設置した者以外の業者では既設システムの設定等の内容確認や機器の調整等に時間を要することから参加しなかったものと考えている。 然り。 そのように考える。 更新した機器が正常に動くことを確認した上で受け取ることになるため、試運転等の確認作業も含めた工期を設定している。
	②令和5年度駅館川農地整備事業有徳原第1加圧機場他建築工事 落札率が高い理由は何か。	工事の積算については、公共建築工事積算基準等に基づいて算定しており、適用歩掛や数量・資材価格についても事前に公表しているため、高い精度で積算が可能であったことから、落札率に影響したものと想定される。

	入札方式として一般競争入札（総合評価落札方式（企業実績重視型））を選定しているが不調・不落対策と理解して良いか。 50年前に設置された施設ということだが、今まで一度も改修・更新はされていないのか。 本件は4件の同様の工事を1件で発注しているが、若干困難を有する工事であれば一軒ずつ、あるいは分割して発注した方が入札する会社が増えるのではないか。	工事の難易度や規模を踏まえ、企業実績重視型を選定した。 昭和40年代に整備された施設であり、改めて調査をしたところ、更新が必要と判断されたことから、建屋、電気設備等の更新をすることとした。 1件ごとの工事規模が小さく、技術者等の確保が困難になることが想定されたことから、まとめて発注した方がより多くの者が参加できると判断し、1件で発注した。
	③令和6年度西国東海岸保全事業第2工区堤防法面被覆工事 今回の入札で2者辞退しているが、理由は何か。 工区が複数あるが、工事個所が堤防全体ではなく、点在している理由は何か。 この事業の目的は堤防高さの見直しを含めた老朽化対策のために実施されているのか。 出来れば一度で更新した方が無駄がないと考えるが、今後追加で堤防の高さや強度が変わることがあるのか。	本事業で同時期に発注している他の工事を落札したため辞退されたものである。 堤防工事については本事業で設置した工事用道路を利用して工事を進めていく必要があり、重機等の搬入箇所が限られるため、より計画的に工事を進めていく観点から、工事個所が点在している。 堤防の老朽化に対する施設更新、台風時の波の高さの見直しによる高潮対策（堤防の嵩上げ）、日向灘沖地震（南海トラフ）等に対する耐震化対策が事業目的である。 海岸堤防は県が管理しており、国が策定する海岸基本方針に基づき県が海岸基本計画を策定するが、この海岸基本計画の見直しの結果によっては今後変わる可能性はある。今回の事業は現行の基本計画に基づいて対策を行うが、見直された計画で現行の計画より規模が大きい対策が必要となったとしても、相当先に向けた計画である。
	④令和5年度沖永良部農業水利事業地下ダムグラウチング工事（第2回変更） 工事の規模によって落札方式が定められて	当初発注時の落札方式により評価基

	いるが、大幅な変更増で工事規模が変わった場合、一般的に当初契約時の落札方式や業者の等級の見直しをすることはあるのか。 今回のグラウチング工事では4次孔、5次孔が必要になったとのことであるが他の工事も同様か。また、大幅な変更増となっているが、費用対効果は保たれているのか。 今回の工事により改良目標値は達成されたのか。 今後、経年劣化等により同様の工事や追加孔が必要となるものなのか。 地下ダムは特殊な工事だと思うが、事業開始の平成19年度から今までの期間で同様の工事を何者ぐらいが実施してきたのか、また対応可能な業者は何者ぐらいいるのか。	準を設定し、評価結果により契約者を決定していることから、落札方式を変えることは契約手続きをやり直す必要があるため、変更で落札方式や会社の等級を変えることはない。 グラウチング工事は他の工区も予定しているが、他の工区も同様に追加孔が発生するものとして工事発注の準備を進めているところ。 また、費用対効果については、総事業費を基に算出されており、変更増分が総事業費の範囲内であることから費用対効果は保たれていると考える。 ダム軸の上下流に設置している観測孔により確認した結果、目標値を満足していることを確認している。 同様のグラウチング工事はダム等で実施しているが、経年劣化等により止水性が確保できなくなったといった事例は聞いたことがない。 地下ダムの工事は離島や沖縄等で複数地区実施している工事であり、公告資料等のダウンロードは複数者行われているもので、特定の者しか参加できないものではないと考えている。
	(2) 抽出業務 ①令和6年度公共事業労務費他調査業務 1者応札の改善策を講じているが、その他の改善策はないものなのか。またネックとなっている理由は何か。 労務費単価の基礎資料となるため、内容によっては大きな影響があるかと思われるが実際の成果としては問題ないのか。	公共事業労務費調査を請負った実績のある業者が少なく、改善策を実施しても1者応札という状況が続いている状況。 アンケート調査の結果、自社の専門分野外であるや人員不足という意見があり、他の自治体や官公庁も同様の業務を発注していることから、業者や人員が不足していると考ええる。 提出された書類については、記入ミスや不備等の確認、修正を請負業者が行ったうえで、地方連絡協議会（国土交通省、農林水産省、都道府県等で構成）が審査しており、調査表の精度には問題ないと思われる。

	事業者からアンケート調査のような形式で調査表を回収することになるかと思うが、その回収率はどの程度か。 専門性が必要な業務なのか。	回収率は100%だと思われる。 専門性は不要と考えており、入札方式は総合評価落札方式（実施方針重視型）を採用しているが、調査表の確認方法などの効率性、手際の良さが必要と考える。
	②令和6年度国営土地改良事業地区調査南薩地区用水計画検討その他業務 落札率が高い理由は何か。 1 者応札となっているが他の者が参加するには難しい事情があるのか。 過去の業務において、たたき台としての事業計画（案）が作成されており、その内容を更新・精査する業務なのか。令和5年度も同じ業者が請け負っているとのことだが、他社の目で更新した方が良いかと考える。	入札方式がプロポーザル方式であるため、落札者が技術提案をしたものをもとに予定価格を算出しており、単価等も公表していることから、発注者と同等の積算ができたことによるものと考ええる。 入札公告の資料をダウンロードした者は9者あり、このうち競争参加を有する者が7者あった。 本業務は令和5年度までに行った調査結果を基に事業計画書（案）等を作成するものであるが、業務の実施にあたっては、既存施設や水利用実態への影響等も考慮して検討する必要がある、高度な専門知識や他地区での類似業務の実績を有する技術者の確保が必要であること、またダウンロードした業者に聞き取りをしたの結果、技術者不足や予定している業務及び社内体制等を含め検討した結果参加することができなかったと回答を得ている。 国営事業の地区調査では事業実施に係る事業計画書（案）を通常3年ぐらひかけて作成するが、この前段の調査として地域整備方向検討調査があり、事業計画書（案）の基となる事業構想を策定する。地区調査ではより詳細な調査をして事業構想の精度を高めるものであるため、過去に作成したものを基に更新・精査するものとなる。
	（3）抽出物品・役務等 ①令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業（佐賀県）	

	落札率が低いが問題ないのか。 予定価格が高いのではないか。 落札率が低い入札について、落札した業者の成果等に影響がでないか。 境界確定については地権者によっては難航することもあり、請負業者の技術介入も必要になってくると思うが、一般競争入札（価格競争方式）を採用した理由は何か。	応札者が自社の単価に基づいて積算された結果だと考えている。なお、公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛や基準日額の適用単価は公表しているところ。 国が定める予定価格については、公表された歩掛、労務単価で積算しており、問題ないと考えている。 受託者と連絡を密にして業務の進捗管理等を行っており、成果等に影響はないと考える。 民事紛争解決手続きの資格を有する土地家屋調査士が在籍していることを競争参加の条件としているため、技術的な部分は担保されているものとして価格競争方式を採用した。
	3. 再度入札における一位不動状況について 意見・質問なし。	
	4. 指名停止について 令和2年の罰金刑による指名停止が今になった理由はなにか。	指名停止の根拠については、省内情報、新聞等報道の他、九州地方公共工事契約業務連絡協議会の情報により決定しており、今回令和6年7月10日に大分県知事より指示処分を受けた旨の情報を九州地方公共工事契約業務連絡協議会から入手したため、当局においても指名停止を行ったものである。
	無し	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		無し

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。